

1 退職日に係る退職事由

※旧定年年齢60歳の場合

定年年齢	退職時年齢 退職年度 退職日	60	61		62		63		64		65	
		~3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31
61	R5	②	×		×		×		×		×	
61	R6	②	②	①	×		×		×		×	
62	R7	②	②		×		×		×		×	
62	R8	②	②		②	①	×		×		×	
63	R9	②	②		②		×		×		×	
63	R10	②	②		②		②	①	×		×	
64	R11	②	②		②		②		×		×	
64	R12	②	②		②		②		②	①	×	
65	R13	②	②		②		②		②		×	
65	R14	②	②		②		②		②		②	①

① 各年度の「定年条例改正後の定年年齢」に達した日以後最初の3月31日に退職した場合→「定年」

退職事由： ② 「定年条例改正前の定年年齢（60歳）に達した日以降」で「①より前に非違によらない自己都合退職」をした場合→「旧定年年齢に達した日以後その者の非違によらない退職」

×：対象者なし

※「特例定年」：定年年齢以外の年齢を定年と定めている職の者が対象（条例で定める年齢）

例）定年条例改正前において60歳以外の年齢を定年年齢と定めている職（用務員63歳定年、医師65歳定年 等）

旧定年年齢が60歳の者は、「特例定年」には該当しない。

※「定年特例」：定年年齢に達した日以後最初の3月31日に発令により退職する日を延長した場合（地方公務員法第28条の7）

例）定年年齢：61歳

61歳に達した日以後最初の3月31日付け発令：「〇〇条例第〇条第〇項の規定により令和X年3月31日まで勤務を延長する。」

令和X年3月31日付け発令：定年退職

定年年齢引上げに係る延長とは別の規定であること。（各団体の定年に関する条例に規定が必要）